

## 令和7年度第1回入札監視委員会 会議録

### 1. 報告事項

#### 主な質疑

| 質問・意見  | 回答（要旨）   |
|--|--|
| <p>(1) 令和6年度下半期入札・契約状況について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・指名競争入札は、どのようなケースで行ったのか。</li><li>・不調不落の全体に対する比率の推移はどのようになっているか。</li></ul>   | <ul style="list-style-type: none"><li>・不調が続いた工事において、指名競争入札を行った。業者数を限定するのではなく、入札参加資格のある業者すべてを指名し、工事の発注を知らせるという趣旨で行った。</li><li>・近年、不調不落の件数は、年間約40件程度で、全体件数の1割弱である。今回も全体161件中不調14件で、1割弱となり例年と同等である。</li></ul> |
| <p>(2) 令和6年度下半期入札参加資格停止の状況について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・入札参加停止になった業者から、始末書や顛末書などの提出はあるのか。</li><li>・入札参加停止の事例が判明した時に、豊橋市の案件で同様のことが行われていないか調査するのか。</li><li>・今回入札参加停止になった業者について、過去に豊橋市の案件を受注したことはあるのか。</li><li>・談合のような入札参加停止になるような行為について、一般市民からの通報窓口はあるのか。あれば、通報の状況を教えてほしい。</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・提出はない。市から入札参加停止の通知をするのみ。</li><li>・調査は行っていない。</li><li>・受注実績はない。</li><li>・情報提供があれば、契約検査課が窓口となり、豊橋市談合情報処理実施要領に基づいて調査を行う。調査を行った直近の事例は令和3年度に1件あった。</li></ul>             |
| <p>(3) 令和6年度下半期不調・不落状況について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・不調になった原因（価格、施工条件など）について、業者に聞き取りを行うのか。</li></ul>  | <ul style="list-style-type: none"><li>・業者に聞き取りをして、設計内容、価格等のどの部分に差異があるのか確認し、次の入札に向けて設計の見直し等を行う。</li></ul>   |

|   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>不調対策として、地域要件を変更するはどういうことか。</li> <li>7年度に繰り越した工事について、翌年に施工することに問題はなかったのか。</li> <li>下半期に業者の手持ち工事が多くなり、応札しにくくなるのであれば、上半期の工事が多くなるように調整はしないのか。</li> <li>不調の一番の要因は何と考えているか。</li> <li>再発注することで、価格が上昇することがあるのか。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>入札参加者がいなかった案件で、理由が設計内容や価格ではなく、技術者を配置できないということであったため、設計等の変更はせずに対象を市内業者から県内業者に広げた。</li> <li>年度内の施工が望ましかったが、国費を他の事業に充当し、当該工事については次年度に繰り越すと判断した。</li> <li>現状、上半期の発注が多いので下半期に施工中の工事が多くなっている。可能なものは上半期に施工となるようにしているが、渇水期など下半期にしか行えない工事もある。</li> <li>業者の手持ち、技術者の配置、施工条件など複合的な要因により不調になると考えている。</li> <li>1つの工事を3つに分割発注したが、それぞれ経費を積算したことで工事価格が割高になったと考えられる。</li> </ul> |
|---|--|

## 2. 審議事項

### 主な質疑

| 質問・意見  | 回答（要旨）  |
|--|---|
| <p>(1) 審議案件（10件）について<br/>(2件ずつ審査)</p> <p>② 人にやさしい道づくり工事</p> <p>⑧ 配水管移設及び布設工事（1-13）</p> <p>・最低制限価格と同額で入札してくるということは積算能力が高いということか。</p> <p>・落札率が低い契約には、変更や追加があるのか。</p> | <p>・そのとおり。特に土木系の業者は積算能力が高い傾向にある。</p> <p>・落札率に関係なく工事契約は概ね変更があり、変</p> |

|   |   |
|---|---|
|   | <p>更がない契約は少ない。落札率を乗じて変更額が決まるので、落札率に比例した変更額になる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約額の3割以内という基準はあるが、ケースによってはやむを得ず超える場合もある。</li> <li>・一体となった工事で、切り離すことができないものは3割超でも変更契約とする場合がある。工事場所が点在すれば、別発注にする場合がある。</li> <li>・どちらの理由でも変更はある。契約約款にスライドに関する条項を設けており、物価上昇にも変更対応している。</li> <li>・最低制限価格制度実施要領に工種ごとの算出方法を定めている。</li> <li>・最低制限価格の引き上げを行っており、豊橋市は国の基準に合致している。ただ、実勢価格と国が示す基準には時間差があることは承知している。</li> <li>・業者の手持ちが多くなる下半期の発注であること、また、病院という特殊性により業者が受注を避ける可能性が高かったが、今回は応札できる業者が一者あったと考えている。</li> <li>・当時、建設後のメンテナンスが一者随意契約になると認識していたかは不明だが、メンテナンスが一者随契になるという理由で、建設費を減額することはできず、一者随意契約でメンテナンスを行ってい</li> </ul> |
| <p>③ 西口住宅建設工事（第3期）</p> <p>⑨ 豊橋市民病院西病棟集中治療センター等改修に伴う電気工事</p> <p>・⑨について、金額の高い案件だが1者応札となった理由は。</p>   |   |
| <p>④ 1・2号炉維持整備工事（令和7年度）</p> <p>⑩ 豊橋市民病院西病棟集中治療センター等改修工事監理業務</p> <p>・プラントの建設により、以降のメンテナンスが一者随意契約になる案件は特殊で重要と思われるが、プラント建設時に特別な審査基準をもって審査を行ったのか。</p> |   |

|  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>建設とメンテナンスを含めた複数年契約という発注もあるが行わなかつたのか。</li> <li>今後、このような案件があればメンテナンスを含めた複数年契約をするのか。</li> </ul> <p><b>⑤ 明海大橋（仮称）橋梁上部工事</b></p> <p><b>⑪ 豊橋市民病院西病棟集中治療センター等改修工事</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>低入札価格調査は、安価でもよい仕事ができるのか確認するという趣旨でよいか。</li> <li>低入札価格調査の資料提出までの期間は。</li> <li>失格判断基準を設けているか。</li> </ul> <p><b>⑥ 自転車ネットワーク整備計画改定委託業務</b></p> <p><b>⑫ 公共下水道ストックマネジメント実施計画策定業務（処理場・ポンプ場）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>最低制限価格は、少なくとも実費分を設定しているものと考えるが、コンサルタント業務は実費分が不明確なので落札率が低いのか。</li> <li>⑥の入札結果において、1者だけ他者と倍以上価格が異なるのが気になるが、コンサルタント業務の予定価格はどのように算出しているのか。</li> <li>⑫の業務は、何を積算するのか。</li> </ul> | <p>るという現状はやむを得ないと考える。ただ、一者随意契約の理由が適正かどうかは慎重に審査を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設当時、建設とメンテナンスを含めた複数年契約をするという議論があったのかは不明。</li> <li>新焼却施設は、建設とメンテナンスを含めたD B O方式（設計、建設、運営）により実施している。</li> <li>そのとおり。総合評価落札方式は、価格だけでなく提案や実績を加味するもので、調査基準価格より安価に入札してきた場合、設計どおりの履行ができるか調査し、審査を行う。</li> <li>落札候補者決定から3日間である。</li> <li>設けている。</li> <li>最低制限価格は、予定価格の90%弱に設定しているが、⑥は低入札価格調査の対象であり、失格判断基準で入札しているので、79.3%と低い落札率になっている。</li> <li>工事と同様に歩掛け単価で積算している。</li> <li>概ね人件費である。</li> </ul> |
|--|--|

|                               |                            |
|-------------------------------|----------------------------|
| ・なぜこの1者は他者とかけ離れた価格で応札をしてきたのか。 | ・理由は不明。落札意欲が低かった可能性も考えられる。 |
|-------------------------------|----------------------------|

### 3. 意見書（案）について

| 質問・意見   | 回答（要旨）   |
|---|--|
| (意見書の提出は必須ではなく、不適切な点、改善すべき点等がある場合のみ提言を行うことについて確認をした。) |  |
| (参考として、契約担当課3課から入札契約事務を行う上で、課題と感じていることなどについて意見を述べた。)  | <p>契約検査課</p> <p>(1)入札不調の件数が多いこと<br/>施工時期の平準化</p> <p>(2)設計積算の正確性の確保<br/>設計書照査の外部発注<br/>積算疑義申立制度</p> <p>(3)デジタル化の推進</p> <p>市民病院管理課</p> <p>(1)入札不調の件数が多いこと<br/>病院の特殊性により入札参加を敬遠</p> <p>上下水道局経営課</p> <p>(1)施工時期の平準化<br/>国費の内示割れによる発注時期への影響</p> <p>(2)設計積算の正確性の確保<br/>職員の育成</p> |

その他（全体を通して）

| 質問・意見   | 回答（要旨）  |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・意見書を提出するタイミングはいつになるのか。</li><li>・市民病院の案件は入札参加者が少ないということだが、登録業者に義務的に受注してもらうルールがあるとよいのではないか。受注すると次の入札時に加点があるなど。</li><li>・予定価格を引き上げてはどうか。</li><li>・積算のノウハウをベテランから若手に引き継ぐという発言があったが、ノウハウがないと積算ができないという状況は問題ではないか。積算はシステムを使うことで誰でもできるのではないか。</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・提言すべきことがあれば、第1期の任期終了時がそのタイミングとなりうるが、必須ではない。</li><li>・あるとよいとは思うが、ルール付けは難しいと考える。ただ、施工条件がよくない工事と思われないような対策ができないかと考えている。</li><li>・夜間の工事に対する割増はあるが、受注意欲を増加させるかは不明。</li><li>・一定のルールでシステムを入力すれば設計書は誰にでもできる。ただ、なぜこうなっているかという基礎をきちんと把握する必要があり、そこには経験値があるので、現場を熟知したベテランからのアドバイスがあるとよいという意味で発言した。</li></ul> |